

環境施発第 2004282 号
令和 2 年 4 月 28 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の
推進に関する特別措置法に規定する義務の履行への対応について（通知）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力
いただいているところ、感謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡
大により、通常の廃棄物行政に係る業務に加え追加的な業務が発生し、多大な御負担が生ず
る中、PCB 廃棄物の早期処理に係る業務に御尽力いただき、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、PCB 廃棄物の保管事業者及び PCB 使用製品
の所有事業者（以下「保管事業者等」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）に規
定する履行期限を伴う義務の履行が困難となる場合がある。このため、履行期限までに履行
することが必要な義務への対応について、下記のとおり整理したのでお知らせする。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症に係る状況の変化に応じて、下記の整理を変更す
ること又は追加的な整理を行うことがあり得ることを御承知おきいただきたい。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術
的な助言であることを申し添える。

記

第一 保管等に係る届出

PCB 廃棄物の保管状況に係る届出（法第 8 条第 1 項）等以下の義務については、PCB 廃棄
物等の適正な管理の観点から、都道府県・政令市が確実に把握すべき情報であること、ま
た、保管担当者は、保管場所の管理や保管状況の確認等を行うため最低限の出勤は必要で
あり、その際同時に届出様式に記載し、郵送等による届出を行うことが可能と考えられる。
そのため、履行期限（当該年度の 6 月 30 日まで）の猶予は法令上措置しないが、保管事業

者等及び当該都道府県・政令市の個別の事情に鑑み、履行期限の調整を行うことは差し支えない。なお、調整に伴う履行期限の延長幅は概ね 30 日程度までとするのが望ましい。

- 高濃度 PCB 廃棄物の保管に係る届出（法第 8 条第 1 項）
- 低濃度 PCB 廃棄物の保管に係る届出（法第 15 条において準用する第 8 条 1 項）
- 高濃度 PCB 使用製品の所有に係る届出（法第 19 条において準用する第 8 条 1 項）

第二 保管場所等の変更の届出

PCB 廃棄物の保管場所の変更に係る届出（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号。以下「規則」という。）第 10 条第 2 項）等以下の義務については、PCB 廃棄物の適正な管理の観点から、都道府県・政令市が速やかにその情報を把握すべきであること、また、当該変更が生じれば保管場所及び PCB 廃棄物の確認のため出勤等の外出を伴い、その際同時に届出様式に記載し、郵送等による届出を行うことが可能と考えられる。そのため、履行期限（変更のあった日から 10 日以内）の猶予は法令上措置しないこととするが、保管事業者等及び当該都道府県・政令市の個別の事情に鑑み、履行期限の調整を行うことは差し支えない。なお、調整に伴う履行期限の延長幅は概ね 10 日程度までとするのが望ましい。

- 高濃度 PCB 廃棄物の保管場所の変更の届出（規則第 10 条第 2 項）
- 低濃度 PCB 廃棄物の保管場所の変更の届出（規則第 21 条）
- 高濃度 PCB 使用製品の所在場所の変更の届出（規則第 28 条）
- 高濃度 PCB 廃棄物の特例処分期限日までの処分に係る届出内容の変更の届出（法第 10 条第 4 項）
- 高濃度 PCB 使用製品の特例処分期限日までの廃棄に係る届出内容の変更の届出（法第 19 条において準用する第 10 条第 4 項）

第三 処分等終了の届出

PCB 廃棄物の処分終了に係る届出（法第 10 条第 2 項）等以下の義務については、PCB 廃棄物の適正な処理の観点から、都道府県・政令市が速やかにその情報を把握すべきであること、また、PCB 廃棄物の処分を委託する場合は契約、費用の支払い、搬出時の立ち会い等のため出勤等の外出を伴うことから、その際同時に届出様式に記載し、郵送等による届出を行うことが可能と考えられる。そのため、履行期限（変更のあった日から 20 日以内）の猶予は法令上措置しないこととするが、保管事業者等及び当該都道府県・政令市の個別の事情に鑑み、履行期限の調整を行うことは差し支えない。なお、調整に伴う履行期限の延長幅は概ね 10 日程度までとするのが望ましい。

- 高濃度 PCB 廃棄物の処分終了の届出（法第 10 条第 2 項）
- 低濃度 PCB 廃棄物の処分終了の届出（法第 15 条において準用する第 10 条第 2 項）
- 高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了の届出（法第 19 条において準用する第 10 条第 2 項）

第四 保管事業者等の地位の承継の届出

保管事業者等の地位の承継に係る以下の届出の義務（法第 16 条第 2 項等）については、PCB 廃棄物の適正な管理の観点から、都道府県・政令市が速やかにその情報を把握すべきであること、また、保管事業者等の地位の承継が行われる場合、その当事者は出勤等の外出を伴うことから、その際同時に届出様式に記載し、郵送等による届出を行うことが可能と考えられる。そのため、履行期限（承継があった日から 30 日以内）の猶予は法令上措置しないこととするが、承継の当事者及び当該都道府県・政令市の個別の事情に鑑み、履行期限の調整を行うことは差し支えない。なお、調整に伴う履行期限の延長幅は概ね 10 日程度までとするのが望ましい。

- 保管事業者の地位の承継の届出（法第 16 条第 2 項）
- 高濃度 PCB 使用製品の所有事業者の地位の承継の届出（法第 19 条において準用する第 16 条第 2 項）

(以上)